

瑞浪市立小学校及び中学校の就学区域を定める規則

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 2 項の規定により、就学予定者が就学すべき学校を指定する場合における指定の方法について定めることを目的とする。

(指定の方法)

第 2 条 就学予定者が就学すべき学校の指定は、就学予定者の住所地により行うこととし、別表のとおりとする。

(特例)

第 3 条 特別の事情により、指定された学校に就学することができないときは、当該就学予定者の保護者は、施行令第 8 条の規定により、当該指定の変更を教育委員会に申し立てることができる。

(委任)

第 4 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則（平成 29 年 5 月 1 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

学校名	区域
瑞浪小学校	山田町 明賀台 小田町（ただし、和合を除く。） 西小田町 北小田町 南小田町 穂並 下沖町 樽上町 寺河戸町 一色町 上野町 宮前町 高月町 須野志町 土岐町の一部 上平町（ただし、1 丁目を除く。）
土岐小学校	土岐町（ただし、一部を除く。） 上平町 1 丁目 学園台 稲津町萩原の一部 益見町
陶小学校	陶町
稲津小学校	稲津町（ただし、萩原の一部を除く。）
明世小学校	小田町和合 和合町 明世町（ただし、月吉の一部を除く） 松ヶ瀬町 薬師町
釜戸小学校	釜戸町 大湫町 日吉町北野の一部
日吉小学校	日吉町（ただし、北野の一部を除く。） 明世町月吉の一部
瑞浪中学校	山田町 明賀台 小田町（ただし、和合を除く。） 西小田町 北小田町 南小田町 穂並 下沖町 樽上町 寺河戸町 一色町 上野町 宮前町 高月町 須野志町 土岐町の一部 上平町（ただし、1 丁目を除く。）
瑞浪南中学校	陶町 稲津町（ただし、萩原の一部を除く。）
瑞浪北中学校	小田町和合 和合町 土岐町（ただし、一部を除く。） 上平町 1 丁目 学園台 明世町 松ヶ瀬町 薬師町 稲津町萩原の一部 益見町 日吉町 釜戸町 大湫町